

3. 現状変更の取扱いの方針及び基準

(1) 現状変更の取扱いに関する基本的事項

指定された史跡は、その歴史的あるいは学術的価値を損なうことなく保存し管理する必要があり、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合（以下、現状変更等）」は、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となる。

史跡足尾銅山跡における現状変更等の行為として多様な事項が想定されるが、それらは史跡としての価値を充分踏まえて実施しなければならない。このため、現状変更等の取扱いの基本方針としては、史跡としての価値の顕在化を図り、その適切な保存と活用を目的として実施する各種調査と整備以外の現状変更等は、原則として許可しないものとする。

しかしながら、史跡指定地の一部に含まれる、鉱山保安施設としての管理もその歴史的経緯から必要なことといえる。したがって当該史跡の現状変更に際しては、文化財保護と鉱山保安施設としての管理の調整を図りつつ、適切に行われる必要がある。

事業主体は、文化庁及び栃木県・日光市の関係機関と現状変更等の取扱いについて事前協議のうえ、必要な事務手続きを行うこととする。ただし、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為は、日光市教育委員会がその事務を行うものとする。

「維持の措置」「非常災害のために必要な応急措置」「保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの」については、許可申請は不要とされている。ただし、災害・事故等で史跡にき損が生じた際は「き損届」（文化財保護法第118条、第33条）を、それらを復旧しようとする際は「復旧届」（文化財保護法第127条）を、文化庁長官に提出する必要がある。

その他、清掃、除草、樹木剪定、施設の保守管理などの維持管理行為については、史跡の価値を維持するために日常的・定期的に行われる不可欠な行為であることから、許可申請の手続きの不要な行為とする。

■ 鉱山保安法の規定について（附属資料参照）

史跡指定地にかかる施設の一部には、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第12条、第19条の規定に基づき、一定の技術基準に適合するよう維持することを義務付けられた施設が含まれており、鉱業権者はあらかじめ定めた保安規定に従って措置を講じる必要がある。

このため、鉱業権者（古河機械金属株式会社）は、史跡指定地においても、鉱山保安法施行規則（平成16年9月27日経済産業省令第96号）に則り坑水・廃水を取扱うとともに（第19条関係）、保安規程を定めて見学者に対する保安確保等（第40条関係）の必要な措置を実施している。また、鉱業権者が定めた保安規定の内容には、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年9月27日経済産業省令第97号）に基づき、以下の項目が含まれている。

- 1) 事前に保安規程などの教育指導を徹底する。
- 2) 案内人を指名し、指定された場所以外には立ち入らせないなど指示命令を徹底させる。
- 3) 喫煙は、指定した場所以外ではさせない。
- 4) 現場見学時には、作業服、保安帽、安全靴など指定されたものを着用させる。

表 3-1 現状変更等の許可の区分

行為の内容		許可区分 (申請先)
許可できない 現状変更等の行為 文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の保存管理計画に定められた基準に反する場合 ・ 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合 ・ 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合 	
許可が必要な 現状変更等の行為 文化財保護法第125条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為を除く 	文化庁長官による許可
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為 1. 2年以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。）の新築、増築、改築 2. 工作物の設置、若しくは設置後50年以内の工作物の改修（ただし、土地の形状を変更しないで行われるものに限る） 3. 道路の舗装若しくは修繕（ただし、土地の形状を変更しないで行われるものに限る） 4. 管理団体等による史跡の管理に必要な標識その他の施設の設置又は改修 5. 電柱、電線、ガス管、水管又は下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 6. 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年以内に限る） 7. 木竹の伐採 8. 史跡の保存のため必要な試験材料の採取 	日光市教育委員会による許可
許可申請の不要な 現状変更等の行為 文化財保護法第125条	<p>維持の措置 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき <p>非常災害のために必要な応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置 ・ 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為 <p>保存に及ぼす影響が軽微な場合</p>	※届出等の必要な場合がある。
史跡において行われる 通常の維持管理作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画に示す「維持管理作業一覧」（表3-4）参照 	

(2) 現状変更等の許可が必要な行為

史跡足尾銅山跡の現状変更等の許可申請の対象となる、具体的な行為と許可の基準は表3-2のとおりとする。

これらの行為については、史跡足尾銅山跡の価値の顕在化を図り、その適切な保存と活用を目的として実施される整備や調査として想定されるものであり、いずれも史跡としての歴史的景観に調和したものとなるよう、配置・形態・色彩・素材等に配慮したものとする。また、地下掘削を伴う現状変更等に際しては、事前の発掘調査などを実施（軽微なものについては、立会い）し、重要な遺構が確認された場合は遺構を保存するための措置を検討して設計変更等を行い、許可を得るものとする。

さらに、この基準によりがたい場合、また規模の大きな現状変更等について、その適否の判断に際しては、文化庁や栃木県教育委員会及び日光市教育委員会にて協議を行うほか、必要に応じて学識経験者に指導・助言を求めるなど、学術調査の結果を踏まえた適切な内容となるよう十分留意する。

表3-2 現状変更等の許可が必要な行為と許可の基準

<p>①客観性・信頼性のある修理・復元</p> <p>ア 地形及び施設・遺構の修理であり、従前と同じ仕様・規模で行われるもの。</p> <p>イ 失われた建造物及び構造物の復元であり、発掘調査及び精度の高い史資料等に関する調査の結果に基づき実施されるもの。</p>
<p>②管理上必要な最小限の保存・管理施設の設置</p> <p>ア 標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置であり、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致するもの</p> <p>イ 鉱山保安法の適用対象となる排水管・建造物等の設置、改修もしくは除却</p>
<p>③公開・活用上必要な最小限の防災施設等の設置</p> <p>ア 自動火災報知器、消火施設、防火施設、避雷施設、防犯施設等の設置</p>
<p>④公開・活用上必要な最小限の公開活用施設又は便益施設等の設置</p> <p>ア 園路とその付帯施設（園路灯、手摺り、人止め柵等を含む）の舗装・修繕</p> <p>イ 四阿、水飲みの設置</p> <p>ウ その他の利便施設の設置</p>
<p>⑤適切な保存と活用のために必要とされる環境基盤の整備</p> <p>ア 上下水道管、導排水施設、電線等の埋設</p> <p>イ 木竹の植栽及び伐採</p> <p>ウ 景観を阻害する要素の移転、撤去</p>
<p>⑥上記の行為の実施に先立って必要とされる調査</p> <p>ア 発掘調査</p> <p>イ ボーリング等による地質及び地下水挙動等に関する調査</p> <p>ウ その他必要とされる調査</p>

表 3-3 現状変更の取扱基準一覧

項目	名称	通洞坑	宇都野火薬庫跡	本山坑	本山動力所跡	本山製錬所跡	本山鉱山神社跡	間藤浄水場	特記事項
指定地の概要	【採鉱関連】 ・主要坑道の一つ。 ・観光坑道として公開活用中。	【採鉱関連】 ・建屋と土塁が保存されている。	【採鉱関連】 ・主要坑道の一つ。 ・坑口前を指定範囲とする。	【採鉱関連】 ・建屋とともに機械が現存する。	【製錬関連】 ・近代製錬技術の発展を物語る多様な施設が残る場所。	【生活・教育・文化】 ・参道、鳥居、拝殿・本殿が残る。	【浄水場】 ・沈澱池と旧本山小学校講堂が保存されている。		
保存管理基本方針	・坑口及び坑道の現状維持。 ・公開活用の継続。	・整備公開する。 ・植生管理の実施。	・公開に向けた管理施設等の検討。 ・鉱山施設としての安全管理。※	・建屋と動力機械の一体的保存を行い公開する。	・製錬・輸送運搬・環境対策関連の諸施設や地下遺構の保存。 ・鉱山施設の管理拠点としての継続。※ ・公開のための整備を行う。	・保存修理・復旧したのち公開する。 ・植生管理の実施。	・講堂部分に立入範囲を制限したうえで公開する。 ・鉱山施設としての安全管理。※	※鉱山施設としての管理上、必要となる施設の設置と更新は、遺構保存との調整を図る。	
現状変更の取扱い	①客観性・信頼性のある修理・復元	ア 地形及び施設・遺構の修理であり、従前と同じ仕様・規模で行われるもの。 イ 失われた建造物及び構造物の復元であり、発掘調査及び精度の高い史資料等に関する調査の結果に基づき実施されるもの。							
	②管理上必要な最小限の保存・管理施設の設置	ア 標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置であり、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に定める基準に合致するもの イ 鉱山保安法の適用対象となる排水管・建造物等の設置、改修もしくは除却 ※1 (※1 建築物・工作物の新設、増設、改修、移転、色彩の変更は、周辺景観に配慮し、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。文化財としての価値を有する施設については、鉱山保安上、改修や除去が不可避である場合に認める。)							
	③公開・活用上必要な最小限の防災施設等の設置	ア 自動火災報知器、消火施設、防火施設、避雷施設、防犯施設等の設置 ※2 (※2 文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。)							
	④公開・活用上必要な最小限の公開活用施設又は便益施設等の設置	ア 園路とその付帯施設（園路灯、手摺り、人止め柵等を含む）の舗装・修繕 イ 四阿、水飲み等の設置 ウ その他の利便施設の設置 ※3 (※3 基礎を伴わない車庫や物置などの「簡易な建築物」の新設、改修、移転等であり、周辺景観との調和に配慮されている場合において認めるものとする。)							
	⑤適切な保存と活用のために必要とされる環境基盤の整備	ア 上下水道管、導排水施設、電線等の埋設 ※4 (※4 公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認める。) イ 木竹の植栽及び伐採 ※5 (※5 法面保護の地被類や低木植栽、枯損木や遺構保存に影響を及ぼす木竹の伐採、史跡としての景観に大きく影響を及ぼさない範囲での植栽等は認めることとする。) ウ 景観を阻害する要素の移転、撤去							
	⑥上記の行為の実施に先立って必要とされる調査※6	ア 発掘調査 イ ボーリング等による地質及び地下水挙動等に関する調査 ウ その他必要とされる調査							※6 遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認める。
土地の公有化	△ 所有者の申し出があった場合に検討する。	△ 所有者の申し出があった場合に検討する。	× 行わない。	△ 所有者の申し出があった場合に検討する。	× 行わない。	△ 所有者の申し出があった場合に検討する。	× 行わない。		
現状変更許可申請手続き	市教育委員会に事前協議（関係機関調整）後、現状変更許可申請書を作成（正本 1 部、副本 2 部）し、市教育委員会を経て文化庁の許可を得る。（維持の措置、非常災害のために必要な応急措置を取る場合などについては除く。）								
現状変更許可区分	文化庁あるいは日光市教育委員会（①～⑥にかかる取扱いのすべて）								

(3) 日常的な維持管理の行為

当該史跡において行われる通常の維持管理作業については、以下の項目がある。
現状変更許可申請の不要な行為と位置付ける。

表 3-4 維持管理作業一覧

対 象	内 容
○建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な保守作業（ゴミの除去・雨どい清掃） ・ 建物内部の修繕・改修（建具調整、床材等の部分的な交換など） ・ 建築物の外壁・屋根の塗装（同系色の塗装）
○水路	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミさらい、清掃、土砂堆積物の除去
○土地 (法面や通路等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ・落石等の除去 ・ 簡易補修（部分的な舗装路面の表層打ちかえ等） ・ 土手法面の清掃・除草、小規模崩落の補修
○植生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枯損木・倒木処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈り。 <p>(ただし、遺構に影響を及ぼす抜根や、景観を改変させる伐採は除く)</p>
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街灯などの清掃・保守点検 ・ 柵の塗替え（同系色の塗装）

(4) 史跡指定地にかかる現状変更等の履歴

平成 20 年の史跡指定後、足尾銅山跡の現状変更は、通洞坑と本山製錬所跡において行われた。いずれも、日光市教育委員会において許可している。

表 3-5 現状変更の履歴一覧

許可年月日	現状変更の内容	理 由	指定地 / 位置
平成 22 年 3 月 10 日	経年劣化により腐食した支柱、矢板の交換	該当箇所側版の一部が浸透水により腐敗し、後部裏込め（砕石）により押し出され崩壊する恐れがあるため。	通洞坑 坑口より 22.0m
平成 27 年 4 月 22 日	倒壊した倉庫の一部撤去と倒壊防止のため新規アンカーの基礎コンクリート打ち	一部倒壊した建物が飛散し、さらに全部が倒壊する恐れがあるため、飛散防止処理と倒壊防止処置が必要となった。	本山製錬所跡 旧足尾鉄道引き込み線脇

4. 追加指定に関する考え方

足尾銅山跡は平成 28 年 3 月現在、通洞坑以下併せて 6 か所の指定地で構成されており、正式名称には「史跡 足尾銅山跡」の下にこれらの指定地が併記されている。これは、現時点では史跡としての足尾銅山跡の価値を伝える遺跡の範囲が不十分なためであり、追加指定により、この範囲が充たされることで「史跡足尾銅山跡」の全容が明らかになる。したがって、今後も調査を継続し、史跡のさらなる保護を目指すものとする。

(1) 優先的に追加指定を検討する施設

足尾銅山の産業遺産としての価値は、

- ①産銅システムを幅広く具体的に理解できる施設が存在している点。
- ②近代産業（鉱業）都市の形成過程が視認できる点。
- ③鉱害対策の変遷を表す施設が良好に遺存している点。

の 3 点に集約できる。（第 1 章 4. 参照）

史跡足尾銅山跡の拡充を図るため、以下の施設の追加指定を優先的に検討するものとする。

- 間藤浄水場に関しては、③鉱害対策の変遷を表す施設として、所有者等に対して本計画において定めた事項を周知するとともに、追加指定に向けて申請の準備を進めるものとする。
- 通洞選鉱所跡は、①産銅システムを幅広く具体的に理解できる施設として、小滝坑及び小滝集落跡、掛水地区（渡良瀬鉱山住宅、古河掛水倶楽部、重役宅群を含む）については、②近代産業（鉱業）都市の形成過程が視認できる施設として、それぞれ優先的に追加指定に取り組む範囲とする。

これら、優先的に追加指定を検討する施設については、保護すべき範囲を特定するために必要な調査研究を行うとともに、所有者等に対しては、文化財保護に関する周知と協力が得られるように努めるものとする。

(2) 既存指定地の追加指定について

既存指定地について、今後の調査研究の進展により保存すべき範囲の拡張が生じた場合は、指定範囲の拡張を検討し、所有者等への協力を得ていくものとする。

(3) 足尾地域の産業遺産の保存に関する考え方

足尾地域の産業遺産を構成する諸施設の保存は、国史跡としての文化財保護を目指すことを基本的な考え方としつつ、それぞれの施設の保存状況や性質を考慮し、国の指定だけではなく県・市指定文化財、また、登録文化財さらには景観法など他の制度を組み合わせる取り組みこととする。（第 1 章 5. 参照）

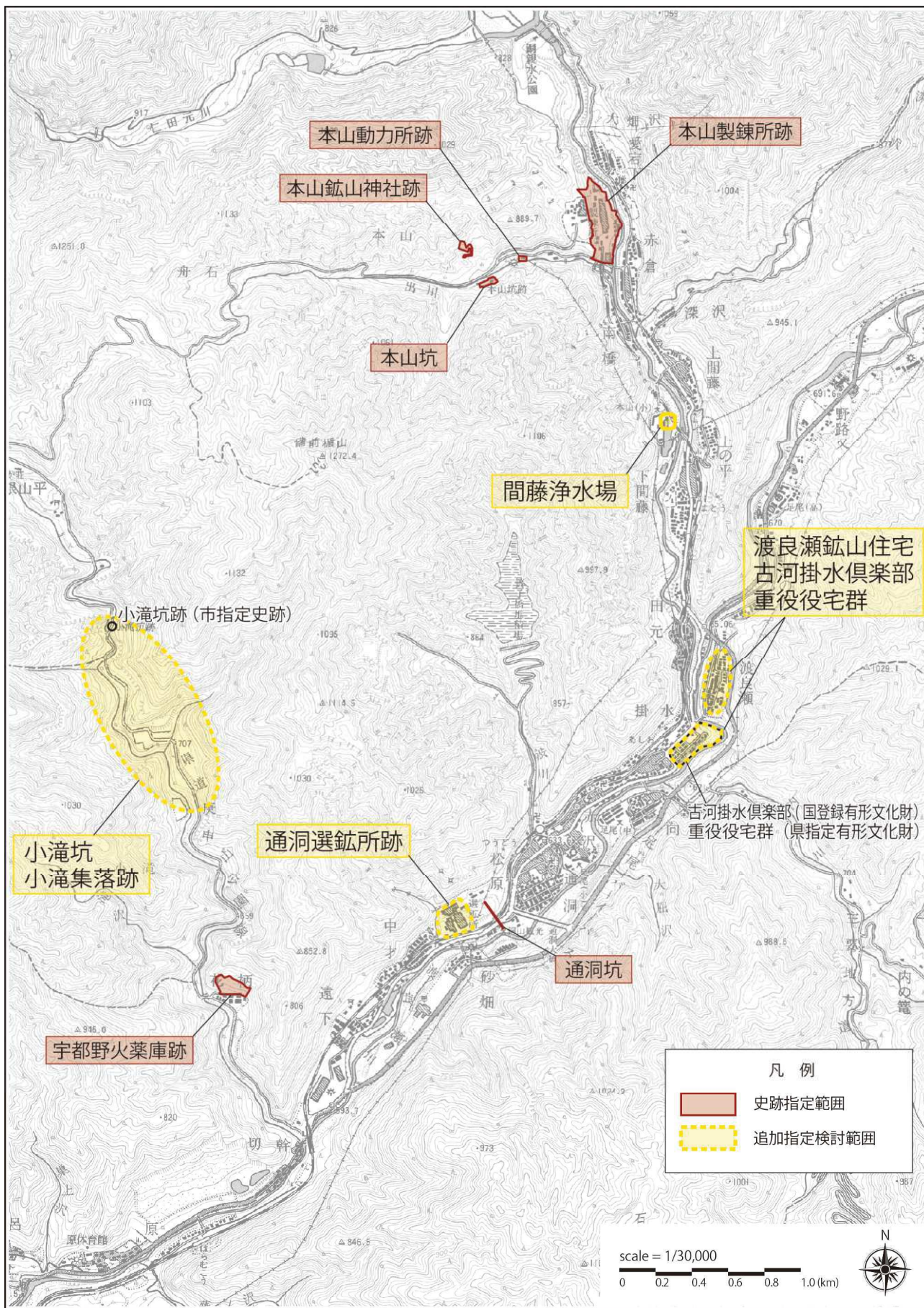


図 3-8 史跡指定範囲と優先的に追加指定を検討する遺跡の位置